

奈良県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十八号

奈良県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県生活環境保全条例施行規則（平成九年三月奈良県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第七の1の付表に次のように加える。

- 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この規則は、公布の日から施行する。